

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

丹波少年自然の家事務組合理約を別記のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

丹波少年自然の家事務組合規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合規約（昭和54年4月1日規約第1号）  
の一部を次のように変更する。

第2条中「尼崎市」を削る。

第5条中「18人」を「16人」に改める。

別表中「尼崎市」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。